

少額物品の見積り合わせにかかる電子入札システム業者範囲拡大について

令和5年度より、少額物品（備品、消耗品等）の随意契約につきまして、電子入札システムを用いたオープンカウンター方式による見積り合わせを市内業者のみを対象として実施しておりましたが、発注者及び事業者の事務負担の軽減並びに更なる公平性の確保に資するため、令和8年8月より四日市市役所調達契約課の運用に合わせて、四日市市上下水道局の少額物品（入札にならない案件）に関する見積り合わせにおける参加可能業者の範囲を市内から全国に拡大します。（ただし、四日市市役所調達契約課と同様に、案件ごとに地域要件「市内業者・準市内業者・県内登録業者・県外登録業者」を設定します。）

- ・市内業者：四日市市内に本店がある業者
- ・準市内業者：四日市市内に支店がある業者
- ・県内登録業者：四日市市内に本店・支店がなく、三重県内に本店がある業者
- ・県外登録業者：四日市市内に本店・支店がなく、三重県外に本店がある業者

※四日市市役所調達契約課では、図1赤字部分のとおり、令和7年12月分より先行して範囲を拡大しております。



図1：四日市市役所調達契約課ホームページ『2.電子入札システム 業者向けエントランス（少額物品調達）』

オープンカウンター方式の見積り合わせに参加するには、パソコンの設定及び利用者登録が必要となりますので、詳しくは [四日市市役所調達契約課ホームページ](#) を参照いただき、設定等をお願いいたします。なお、オープンカウンター方式の発注情報の閲覧及び見積りの提出は、同じく [四日市市役所調達契約課ホームページ](#) の業者向けエントランスからそれぞれ行っていただけます。